

介護職員等処遇改善加算

○「介護職員等処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りました。令和元年 10 月には「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」として介護職員等特定処遇改善加算が創設され、更に令和 4 年 1 0 月には介護職員等ベースアップ等支援加算が創設、そして令和 6 年度介護報酬改定においては、これらの加算を一本化し、令和 7 年 6 月から新たな介護職員等処遇改善加算が創設されました。

当該新加算Ⅰ又はⅡを受けるためには、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表することとなっています。

○職場環境要件を満たすための取組内容について

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	自己啓発による資格支援を促進するため資格手当を支給している。 より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
労働環境・処遇の改善	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	有給休暇取得推進を積極的に行っており、就業規則の改正を行った。
	ICT 活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化	介護ソフトの活用による情報共有、記録の電子化による業務負担軽減を行っている。

労働環境・処遇の改善	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	特浴、リフト浴、電動ベッド（超低床ベッドを含む）を導入し、介護職員の腰痛対策を行っている。
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の充実	子育てとの両立を目指す者のための育児休業規程を定め、育児休業を取得しやすくした。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	毎朝、ミーティングを開き情報共有を徹底している。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	事故防止委員会他、各種委員会の運営やマニュアルの作成を実施。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断、ストレスチェックの実施。全館禁煙、敷地内に分煙スペース等確保。
その他	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	ミーティング等で経営理念を唱和し、共有を図っている。
	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	無理のない業務プログラムを各人に作成し業務を行うと共に、他職員もプログラムを共有し指示を行っている。
	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	地域の行事に参加し、児童や生徒、住民との交流を図っている。
	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換機会創出のため、年1度登用試験を実施している。
	職員の増員による業務負担の軽減	積極的に職員を採用し、一人一人の業務を分散させ負担を軽減している。